

第2次茨木市人権施策推進基本方針



平成27年（2015年）3月

茨 木 市

目 次

1	基本方針の策定趣旨	1
	(1) 人権尊重の潮流	1
	(2) 基本方針の策定	2
2	基本理念	4
3	取り組むべき主要課題	6
	男女共同参画	7
	子ども・若者の問題	8
	高齢者問題	9
	障害者問題	10
	同和問題	11
	外国人問題	13
	個人情報	14
	インターネットを通じた人権侵害	15
	セクシュアル・マイノリティ	15
	さまざまな人権問題	16
4	施策の基本方向	17
	(1) 人権意識の高揚を図るための施策	17
	〔視 点 〕	18
	〔施策の方向〕	19
	(2) 人権擁護に関する施策	20
	〔視 点 〕	20
	〔施策の方向〕	21
5	推進にあたって	22
	(1) 庁内の推進体制	22
	(2) 市民・地域との連携	23
	(3) 企業・民間団体との連携	23
	【資 料】	
	用語説明	24
	人権擁護都市宣言	26
	茨木市人権尊重のまちづくり条例	27

【本方針で用いる条約・法律等の略称について】

- * 1 国際人権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
- * 2 人種差別撤廃条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
- * 3 女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- * 4 児童の権利条約：児童の権利に関する条約
- * 5 障害者権利条約：障害者の権利に関する条約
- * 6 人権教育・啓発推進法：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- * 7 児童虐待防止法：児童虐待の防止等に関する法律
- * 8 高齢者虐待防止法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- * 9 障害者虐待防止法：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- * 10 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- * 11 DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- * 12 男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- * 13 子どもの貧困対策法：子どもの貧困対策の推進に関する法律
- * 14 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- * 15 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- * 16 個人情報保護法：個人情報の保護に関する法律
- * 17 行政機関個人情報保護法：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- * 18 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- * 19 性同一性障害特例法：性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

1 基本方針の策定趣旨

(1) 人権尊重の潮流

20世紀に人類は二度にわたる世界大戦において多数の犠牲者を出したことにより、平和と人権尊重の大切さを学びました。このような経験を通じて国際連合（以下「国連」という。）は、人類社会のもっとも基本的なルールである人権保障のための国際的な基準として、「世界人権宣言」を昭和23年(1948年)の総会で採択しました。

この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、国連はその後も「国際人権規約(*1)」をはじめ「人種差別撤廃条約(*2)」、「女子差別撤廃条約(*3)」や「児童の権利条約(*4)」、「障害者権利条約(*5)」などの人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」、「国際女性(婦人)年」や「国際障害者年」、「国際識字年」などの国際年を定めて重要な人権課題についての集中的な取組を展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

また、平成6年(1994年)の総会において平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、人権を普遍的な文化として構築していくための目標や具体的な実施プログラムを盛り込んだ「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。この取組は、その後「人権教育のための世界計画」第1フェーズ(2005-2009)行動計画、第2フェーズ(2010-2014)行動計画に引き継がれ、全世界的な人権教育の推進・発展を図っています。

しかし、このような国連を中心とした継続的な努力にもかかわらず、世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や対立は依然として続いており、また、国際社会では、人権の抑圧や難民の発生、教育や労働における女性や子どもに対する搾取などが深刻な問題となっています。

他方、国際標準化機構(ISO)から平成22年(2010年)に発行された組織の社会的責任の国際規格であるISO26000では、7つの原則の一つに「人権の尊重」が、7つの中核主題の一つに「人権」が組み込まれており、組織や団体の活動においても人権が重視される潮流が生まれています。

我が国における人権問題への取組は、部落差別をなくす運動をはじめ、女性差別や障害者差別への反対運動など、人権問題の当事者が声をあげ、社会に働きかけてきたことが、個別の課題についての公的な取組を導いてきました。

全般的な人権問題・人権教育への取組としては、平成8年(1996年)12月に5

1 基本方針の策定趣旨

年間の時限立法として、人権擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定され、平成9年（1997年）7月には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。さらに、平成12年（2000年）12月には差別解消のために人権教育・啓発の推進を国や自治体の責務として位置づけた「人権教育・啓発推進法（*6）」が施行されるなど、人権思想の普及と人権の確立に向けた取組が進められています。

個別の人権課題については、近年、「児童虐待防止法（*7）」（平成12年（2000年））、「高齢者虐待防止法（*8）」（平成17年（2005年））、「障害者虐待防止法（*9）」（平成23年（2011年））、「障害者差別解消法（*10）」（平成25年（2013年））の制定や「DV防止法（*11）」（平成13年（2001年））の数度にわたる改正など、深刻な人権侵害からの救済手続きが制度化されており、一定の効果をあげています。

しかし一方で、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、同和問題、外国人、セクシュアル・マイノリティ、ホームレス、HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者やその家族、アイヌの人びと、刑を終えて出所した人などの人権にかかわる問題は常に生起しています。昨今の排外主義的、民族差別的な主張の広がり、インターネットを通じた深刻な人権侵害、若者の就労問題や貧困の連鎖の問題など、人権の観点から支援や取組を必要とする課題は、多様な広がりを見せています。

(2) 基本方針の策定

本市では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、まちづくりの指針である「茨木市総合計画」において人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。

平成元年（1989年）12月には人権啓発の重要性を訴え、社会意識の変革を進めるために「茨木市人権啓発基本方針」を策定し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する市民啓発として、講演会や研修会、学習会などに取り組んできました。

また、すべての人びとの人権が尊重・擁護され、差別のない社会がつくられることを願って、平成7年（1995年）3月に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成10年（1998年）11月に「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」を策定しました。また、これらの宣言や計画に基づいて「豊かな人権文化の創造」をめ

1 基本方針の策定趣旨

ざし、市民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけて日常生活や職場等で実践できるよう、人権教育・啓発に努めています。さらに平成10年（1998年）12月には、世界人権宣言50周年という節目の年にあたって「茨木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権の世紀といわれる21世紀への対応を図りました。

このような経緯のもとで平成16年（2004年）には、「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」の後継として、また本市における人権施策をさらに充実・推進していくための指針として、「茨木市人権施策推進基本方針」を策定し、人権施策の推進を図ってきました。基本方針の策定から10年を経て、人権施策をめぐる状況にも変化が生まれています。この間の法制度の改正や市民意識の変容等を反映し、今日の社会状況に適切に対応できる人権施策のさらなる充実を期して、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」を策定しました。

2 基本理念

この方針では、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「茨木市人権施策推進基本方針」で掲げた2つの基本理念を継承します。

- 一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり
- 誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、その幸福を追求する権利です。すべての人は、人間として等しくすべての人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

このため、一人ひとりが自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあうことが必要です。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる基本的な問題であり、平和と民主主義を実現する具体的な課題です。

すべての市民が、いつでも、どこでも、自由に学習できて、それぞれの願いや想いを表現することでいきがいを感じ、相談できて安心を感じられるまちづくりが必要です。また、差別や偏見は人びとの間に相互協力や親和関係があるところでは起こりにくいものであることから、市民が互いに親しく交流し、協働できるような環境づくりに取り組むことが求められます。人権を生涯学習の重要なテーマとして位置づけ、学習・啓発を通じて誰もが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践する、豊かな人権文化の創造をめざします。

さらに、人権を守ろうとする取組を「逆差別」や「特権」とみなす意識が見られることなどに鑑み、人権にかかわるこれまでの教育・啓発のあり方に対する反省から、必ずしも人権に関する知識を増やせば人権尊重の精神が高まるわけではないということも認識しておく必要があります。人権を知識として学ぶだけでなく、自身を含めたすべての人にとって価値あるものであることを日常の人間関係のなかで体得し、毎日の行動において実践することが大切です。

基本的人権は、憲法が規定するように、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（第97条）であって、「不断の努力によつて、これを保持しなければならない」（第12条）ものです。我が国においても人権は、その歴史のなかで、多くの市民や被差別の立場におかれた人たちの運動によって、広く認められてきたことで、誰にとっても生きやすい社会づくりに貢献してきました。すべての人が人権を有する当事者として、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、個性や能力を生かして自己実現を図ることができるよう、人権について知り、自らの権利を行使し、他者の権利を守ることができる社会づくりをめざします。

3 取り組むべき主要課題

各種人権施策の推進は、現代のさまざまな人権にかかわる課題・問題に適切に対応できるものであることが求められます。人権にかかわる課題・問題は、社会・経済情勢や人びとの意識の変化に伴い、新しく生起し、変容しています。かつては家庭内の問題とされていた、ドメスティック・バイオレンス(※1) (以下、「DV」という。)や児童虐待が、今日では、社会全体で取り組むべき深刻な人権問題として意識されてきました。このように、現在は問題として認識されていなくても、むしろ問題として認識されていないからこそ、深刻な問題が存在しうる可能性を常に考慮することが必要です。人権にかかわる取組は、既存の人権課題のみならず、新しい課題に常に開かれたものであることが求められます。

また、人権とは、決して何か問題を抱えていたり、差別されていたりする人だけの問題ではありません。すべての人にとって価値のあるものであり、すべての人において尊重され、行使できるものとして理解される必要があります。

本市で平成26年(2014年)に実施した人権問題に関する市民意識調査(以下、「市民意識調査」という。)では、人権上の問題や差別についての理解は、平成17年(2005年)に実施した前回調査や平成22年(2010年)の大阪府の調査と比較して、全般的に高まっていました。

一方で、住居の選択における同和地区(※2)等に対する忌避意識の広がりや、差別的な発言に対して積極的に反対するという人の減少などが見られ、差別をなくせる可能性について消極的な回答が増加した項目があるなど、必ずしもすべての分野で意識の向上が見られたものではありません。トラブルなどのリスクを回避したいという考え方から、関わりを避けようとする意識が広がることは、何らかの属性を持つ人とマイナスイメージとを結びつけ、結果として社会的な排除につながる可能性をはらんでいます。

また、社会全体の状況として、インターネット等における差別的な言説の氾濫やヘイトスピーチ(※3)問題など、差別や排除に対してむしろ肯定的な意識の広がりもみられます。

このような状況に鑑みれば、人権問題に対する取組は、第一に、すべての人の人権が価値あるものと認識され、自ら、そして他者の人権擁護について積極的な態度や行動を育むものであることが求められます。個別の課題への取組については、常にこの視点を取り入れて行われることが、今日の状況において重要であると言えます。

男女共同参画

国においては、「女子差別撤廃条約」の批准（昭和60年（1985年））や「男女雇用機会均等法（※12）」（昭和47年（1972年））、「男女共同参画社会基本法」（平成11年（1999年））、「DV防止法」等、法制度の面で女性の地位向上のためのさまざまな施策が実施されてきました。

本市では、「茨木市男女共同参画計画」（平成14年（2002年）3月）、「第2次茨木市男女共同参画推進計画」（平成24年（2012年）6月）を策定し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現をめざしています。

特に、男女がともにさまざまな分野に対等に参画することを促進するため、研修や学習、交流、相談、情報の収集・発信等市民のニーズに応える総合的機能を持つ拠点施設として、平成12年（2000年）4月に「男女共生センターローズWAM」を開所しました。ここでの活動を通じて、自主的な学習グループの増加やネットワークの拡大を図るなど、女性の社会参加・参画、男性の地域活動や家事等の家庭への参画の促進につながる取組を展開しています。

平成22年（2010年）の「茨木市男女がともにつくるまちづくり市民意識調査」では、平成13年（2001年）に実施した前回の調査と比べると、男女の地位の平等感については、多くの場面で高まっていることがうかがえる一方、男女の家事や育児などの役割分担については肯定する意見が増加している項目もあります。

男女共同参画社会の実現に向けては、女性が持っている力を十分に発揮できるようにエンパワメント（※4）を図るとともに、男性においても、男性であることを理由に課せられる重荷や負担を減らすなど、性による差別や、伝統的・固定的な性別役割分担意識を見直していくことが必要です。

こうした理念に対して、「男女の差異を無視するもの」、「伝統的な価値観を否定・破壊するもの」という反対意見もみられますが、男女共同参画社会は、性差や伝統的な価値観のすべてを否定するものではありません。むしろ、自分の人生を自由に選択でき、誰にとっても生きやすい社会を追求するものとして、理解され、実践される必要があります。結婚することや子どもを持つこと、家族のあり方や働き方などについて、一人ひとりの状況や選択に応じて、生き方を主体的に選ぶことのできる社会づくりが重要です。

さらに、男女の人権の尊重という観点から、性暴力、セクシュアル・ハラスメント（※5）、DV、買売春、ストーカー行為なども重要課題となっています。DVや

3 取り組むべき主要課題

ストーカー行為については、家庭内や親しい者どうしの問題として見過ごされてきたものが、近年の意識の高まりによって、社会的な課題として認識されることで、認知件数が増加しています。生命にかかわる重大な人権問題であるとの認識のもとで、防止・救済の取組が求められます。

子ども・若者の問題

次代を担う子ども・若者の人権が保障され、すべての子どもが個性豊かに健やかに育ち、若者が社会の新しい担い手として成長できる環境をつくることは、すべての大人の責任です。

国においては、平成12年（2000年）11月に児童に対する虐待の禁止等に関する施策を促進することを目的とした「児童虐待防止法」が制定されました。平成25年（2013年）には「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策法(*13)」が成立し、いじめや貧困といった今日的な課題への対応が図られています。また、平成21年（2009年）の「子ども・若者育成支援推進法」では、憲法と「児童の権利条約」の理念に基づいた総合的な子ども・若者の支援がうたわれています。

本市では、平成13年（2001年）3月策定の「茨木市人権教育基本方針」及び平成15年（2003年）3月策定の「茨木市人権保育基本方針」に基づき、教育・保育行政全般において人権を大切にすることを育てる指導及び保育に取り組んでいます。これに加え、「茨木市次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの最善の利益が実現される社会をめざして、一人ひとりを大切に、明るい社会を創り出す心豊かなたくましい人間の養成に努めています。

しかし、子どもの人権問題は、社会環境の著しい変化に伴って多様化、複合化する傾向にあり、犯罪による被害を受ける子どもの数が増加しているほか、子ども自身が加害者となる事例も発生しています。いじめや不登校、家庭内での暴力や育児放棄などの虐待については、問題そのものが子どもどうしの関係や家庭内の出来事として潜在化しやすい側面があり、周囲の大人の意識を高めていくことや、子ども自身のエンパワメントが欠かせません。子ども自身が自らの権利を学ぶ人権教育の充実や子どもが相談できる窓口の整備も必要です。

近年のいじめや虐待の認知件数の増加は、これまで潜在化していた問題に対して、周囲がより敏感に対応できるようになっていることの表れという側面もありますが、いじめや虐待により生命にかかわる問題が生じていることから、防止・救済の

取組が求められます。

また、近年特に注目を集めているのが子ども・若者の貧困問題です。厚生労働省の国民生活基礎調査（平成24年（2012年））によると、子どもの相対的貧困率は過去最悪の16.3%となっています。貧困問題は、ひとり親家庭などの社会的・経済的に弱い立場にある子どもに集中的に表れており、家庭の経済力による教育機会の格差も大きな問題となっています。若い世代における非正規雇用の増加により、就労の格差が広がっており、そのことが若者の貧困、そして貧困の再生産にもつながっています。また、就労等において厳しい環境におかれた若者が、自らの権利を十分に自覚・主張できない状況に追い込まれ、不当な扱いを受け入れざるを得なかったり、必要な支援を受けられないという問題も指摘されています。

高齢者問題

我が国における65歳以上の高齢者人口は3千万人を超え、総人口に占める割合（高齢化率）も超高齢社会の水準である21%を上回っており、さらに今後も高齢化の進展が見込まれています。こうしたなか、ひとり暮らしや認知症など、特に支援を必要とする高齢者について、介護サービス事業所や医療機関、地域団体等が相互に連携しながら、高齢者の生活を支える地域づくりが課題となっています。

国においては、平成18年（2006年）に「高齢者虐待防止法」が成立し、高齢者に対する深刻な権利侵害の防止と救済及び高齢者を養護する者を支援する仕組みづくりが進められています。また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目処に、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをするための「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

本市では、「茨木市高齢者保健福祉計画・茨木市介護保険事業計画」を策定し、高齢者の人権尊重といきがいや社会参加を促進するためのさまざまな施策を実施しています。また、「バリアフリー法(*14)」や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて高齢者等が安心して生活できるまちづくりに一貫して取り組んでいます。

しかし、「高齢者だから」という先入観や固定観念からくる、言葉づかい、態度、しぐさなどによる不当な差別や排除、介護や援護を必要とする高齢者の虐待や孤立などが大きな社会問題となっています。

また、厚生労働省の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27

3 取り組むべき主要課題

年（2015年）1月）では、認知症高齢者の数は平成24年（2012年）の462万人から、平成37年（2025年）には約700万人に増加することが推計されています。増加する認知症高齢者に対する支援や権利擁護、要介護状態になっても自己決定に基づいた生き方を選択できるような環境整備等、多くの課題が指摘されています。

さらに、介護負担の女性への偏りや、家族等の介護を理由とした離職、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の増加など、高齢者の介護をめぐる問題は、要介護者と介護者のそれぞれの生き方に大きな影響を与えています。

高齢者の権利を守る取組として、虐待防止のための関係者のネットワークづくりや、成年後見制度の利用支援等が進められています。引き続き「人間の尊厳」についての認識と理解を深め、高齢者が社会の一員としていきいきと暮らせる社会の実現と、互いに協力し、助け合える地域づくりが求められています。

障害者問題

平成26年（2014年）の「障害者権利条約」の批准と、それに向けた国内法の整備は、我が国の障害者施策に世界的な水準の理念・原則を導入するきっかけとなりました。とりわけ、平成23年（2011年）に改正された「障害者基本法」においては、障害の定義について、従来の、個人の機能障害に着目したもの（医療モデル）から、社会的な事物、制度、意識、慣行などのために生活に制限がある状態（社会モデル）へと転換し、社会的障壁の除去に重点が置かれることとなりました。

また、平成23年（2011年）に「障害者虐待防止法」、平成24年（2012年）に「障害者総合支援法（*15）」、平成25年（2013年）には「障害者差別解消法」が成立し、障害者の権利保障と社会参加、障害福祉サービスの基盤整備のさらなる促進を課題に据え、行政の取組が進められています。

本市では、「茨木市障害者施策に関する長期計画」、「茨木市障害福祉計画」に基づいて、障害の有無にかかわらず、互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のない、共に生きるまちづくりを推進しています。また、「バリアフリー法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて、障害者等が安心して生活できるまちづくりに一貫して取り組んでいます。

一方、現実には障害者は社会に存在するさまざまな物理的・心理的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。家族等による介助がなければ生活が成り立たない人も多く、家族の負担や、介助者と

の離別後に対する不安の大きさが問題となっています。

また、市民意識調査では、住居の選択において、近くに精神障害者の施設や作業所がある場合に避けると回答した割合は、身体障害者や知的障害者の場合の2倍以上（約4割）であり、忌避意識が特に強くなっています。精神科病院や入所施設で生活する障害者の地域生活への移行が全国的に推進されていますが、地域における偏見や理解不足を解消し、障害者を社会の構成員として包み支えあう（ソーシャル・インクルージョン）ことは、障害者が安心して地域で生活し続ける環境整備に不可欠です。

障害者基本法では、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、という基本原則がうたわれていますが、実現にはインクルーシブ教育システム（※6）の構築や就労の機会の確保、公的な手続きや情報提供等における、障害に応じた合理的配慮（※7）などが求められます。

同和問題

長年にわたる同和教育・啓発のさまざまな取組は、今日の人権行政や人権教育・啓発の基礎を築く役割を果たしてきました。

「いのち・愛・ゆめセンター」は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行ってきました。また、地域住民に開かれた幅広い交流のためのコミュニティセンターとして、地域のニーズにあった事業展開をめざし、多くの市民どうしの交流を通して相互理解を進めるとともに、一人ひとりの基本的人権が尊重される豊かな地域社会づくりに向けた、人権啓発及び住民交流並びに自立支援・救済のための施設として各種事業を展開し、同和問題の解決に大きな役割を果たしてきました。

しかし、大阪府同和問題解決推進審議会提言（平成20年（2008年）2月）では、「同和地区の生活保護受給世帯率が高いこと、同和地区児童生徒の学力（平均）や大学進学率が府全体の水準と比べて低位にあることなど、今なお、同和地区にさまざまな課題が残っていること」や、「さまざまな課題を有する人びとの来住の結果、同和地区に現れる課題は、現代社会が抱えるさまざまな課題と共通しており、それらが同和地区に集中的に現れている」状況が続いていることが指摘されています。また、近年、不動産取引において、同和地区かどうかの調査が行われてきたことが明らかになった事例も報告されています。

3 取り組むべき主要課題

本市の市民意識調査では、同和地区の人たちが結婚する際に「反対されることがある」と思う人や、「同和地区の人はこわい」という話を聞いたことがあるという人は前回調査と比較して減少しており、同和地区に対する差別の現状認識が和らいでいることがうかがえます。しかしその一方で、結婚に反対されることを近い将来なくせると思うかどうかについては、「なくすのは難しい」という回答が増加しており、住居を選ぶときに同和地区を避けるという回答も増加しています。また、こうした問題解決が困難であるという認識や、同和地区に対する忌避意識は、同和問題についての学習を学校教育等で経験してきた世代でむしろ広がっていることも示されています。

従来、同和問題については、封建的な慣習の名残としてとらえられ、正しい知識・正しい理解によって、差別意識を解消していくことで問題の解決につながると考えられてきました。また、同和教育が知識の伝達に偏るあまり、態度や行動の変容につながっていないのではないかという反省から、参加・体験型の学習等が教育・研修等において工夫されてきました。

しかし、市民意識調査の結果は、従来問題とされてきた「^{けが}穢れ」意識による直接的な差別とは異なり、差別の現状とその解決の難しさに対する認識に、子どもの学力問題等への不安やリスク回避意識が結びついた形での、忌避・排除が広がっていることを示唆しています。また、同和地区に対するマイナスイメージや偏見が払拭されたとはいえない結果も示されました。

また、同和問題に関する教育を受けてきた世代にも忌避意識が広がっていることから、これまでの教育・啓発の取組が、今日的な同和問題の解消に必ずしも対応できていないことも考えられます。

こうしたことから、従来の教育・啓発の枠組みを見直し、古い意識の残存としての差別ではなく、現在生起している課題に対する有効なアプローチが必要です。同時に、忌避や排除が差別を生む可能性を認識し、人権問題に共通する構造であることにも着目し、同和問題を、普遍性を持った課題として捉える教育・啓発の取組が求められます。

今後は、教育や労働、生活にかかわる課題や差別の課題等幅広く人権に関する相談や支援の取組を進めるとともに、同和地区内外の交流と協働を進めるための取組や、「いのち・愛・ゆめセンター」等を拠点とした、人権尊重のまちづくりをより一層進める必要があります。

外国人問題

本市には平成26年（2014年）12月現在、約2,500人の外国人が在住し、そのうち韓国・朝鮮籍の人びとが4割弱を占めています。最近では、中国をはじめアジア諸国、欧米や南米からの新たな渡日者も増え、定住する外国人は年々増加しています。これらの外国人のなかには、日本の文化や慣習になじめなかったり、日本語の習得が十分にできないことが、日常生活の困難や地域住民との摩擦、公的な支援からの排除等につながる状況にあることが課題となっています。

学校教育においては平成元年（1989年）4月に「茨木市在日外国人教育基本方針」を策定し、互いに尊重しあう態度や国際的な知識・感性を育てるための国際理解教育の推進に取り組んでいます。

また、生涯学習においても、地域社会の国際化の進展に伴い、文化や慣習、生活課題について互いに学び合えるような学習の機会や、日常生活における基礎学習としての日本語学習の支援等に取り組むことが求められます。

一方、近年の近隣諸外国との外交関係の悪化等を背景に、相手国やその国民を蔑視するような言説が、インターネット等において頻繁にみられる状況となっています。また、主に在日韓国・朝鮮人に対する差別的な言説や排除を声高に叫ぶヘイトスピーチ問題は、国連から日本政府に対し繰り返し是正勧告が出され、国内においても社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させると指摘した司法判断が出されるなど、大きな社会問題となっています。そのなかには、在日韓国・朝鮮人の置かれた状況や歴史的経緯について、誤った理解に基づく主張も多く含まれていますが、それらを事実として捉え、一定の理解や賛同を示す人が広がっていることも無視できない課題です。

排外主義的、差別的な言説の広がりに対して、適切に対応できる知識と態度を養うことが課題であり、とりわけ差別的な言説が氾濫するインターネットにアクセスすることの多い、若い世代に対する働きかけが求められます。同時に文化的多様性を認め合う多文化共生の理念を基調として、地域における相互理解と相互交流に取り組む必要があります。

個人情報

高度情報化は私たちの生活に多くの利便性をもたらしています。半面、個人情報が大量かつ広範囲に処理され、本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報やプライベートな情報が流布し、個人が不測の不利益を被るなどのプライバシー侵害の危険性も増大しており、自分に関する情報を自らコントロールできなくなることが問題となっています。また、コンピューターネットワークを悪用して同和地区住民や外国人等に関する情報が流布されるなど、人権侵害につながる問題も発生しています。

国においては、平成15年（2003年）5月に「個人情報保護法(*16)」及び「行政機関個人情報保護法(*17)」などが制定され、政府、地方公共団体、民間事業者それぞれで個人情報保護の取組が進められています。また、平成25年（2013年）5月には、「マイナンバー法(*18)」が成立し、個人にそれぞれ割り当てられた固有の番号（マイナンバー）を用いることによる、行政手続き等の簡素化や迅速化が進められています。また、緊急時における要援護者の情報を、行政や地域関係者で共有することで、支援を容易にするための取組も始まっており、個人情報の適切な活用と適正な管理がより重要となっています。

本市では、市民の基本的な人権の尊重と個人の尊厳の維持を図るため、昭和63年（1988年）4月に「茨木市個人情報保護条例」を施行し、「個人情報は人そのものである」という観点から、プライバシー保護の重要性をあらためて認識したうえで、本人による個人情報の開示等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に努めています。

一方で、さまざまな機関で個人情報が管理されることは、同時に、情報の流出や悪用が生じた際の被害がより大きくなる可能性をはらんでいます。また、他人の戸籍情報等を取得できる立場にある者が、不正に個人の身元を調べ、情報を売買するといった事件が後を絶ちません。

公的な機関には、保有する個人情報のセキュリティ対策の向上や情報管理の徹底に加え、個人情報の提供や利用について個人の意思が尊重される取組が求められます。

インターネットを通じた人権侵害

インターネットは生活の利便性を大きく高めた一方で、それに伴う問題も大きくなっています。他人への中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報を、誰もが発信できることから、インターネットを通じた人権侵害の事例は後を絶ちません。匿名性が高く、差別的な意識を表出しやすい環境でもあるため、ことさらに差別的・侮蔑的な表現が生まれやすい側面もあります。

また、同和地区の所在を記すものや、特定の民族・集団の排除の呼びかけなど、深刻な問題を含むものも少なくありません。しかし、規制にあたっては、表現の自由や知る権利等と衝突することもあり、明確なルールのないままに問題が再生産される状況が続いています。

同様に、子どもの権利との関係では、児童ポルノの流通や、インターネットを通じた子どもどうしのコミュニケーションが、いじめや排除の温床となる問題等が指摘されており、人権侵害状態からの救済も大きな課題となっています。

さらに、ひとたびインターネットに掲載された文書や画像などのデータは、コピーされて幅広く流布することで、誰もが参照できる状態で半永久的に残り続けることとなります。最近では、こうした問題について、たとえ事実であっても適切な期間を経た後には、情報の削除やアクセスの制限が認められるべきだとする「忘れられる権利」が欧州を中心に提起されており、プライバシー保護のための新しい権利の概念として注目されています。

セクシュアル・マイノリティ(※8)

性のあり方は、身体又は遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、及び性自認（自分の性に対する感じ方）によるさまざまな組み合わせがあり、またこれらのいずれにおいてもさまざまなあり方が存在することから、非常に多様なものです。

市民意識調査において、調査対象者の性別を尋ねる設問に、女性、男性の選択肢に加えて「女性・男性と答えることに抵抗を感じる」という選択肢を設けたところ、1.9%の回答がありました。

国においては、「性同一性障害特例法(*19)」（平成15年（2003年））により、

3 取り組むべき主要課題

戸籍上の性別の変更が部分的に認められるなど、旧来制度の見直しが始められました。最近ではマスメディア等においても、性別違和（性同一性障害）等の多様な性のあり方が紹介されており、セクシュアル・マイノリティの存在自体は認知が進んでいると言えます。

しかし、一方でセクシュアル・マイノリティに対する侮蔑的な表現が、メディアのなかでも公然と繰り返されており、差別的な意識は社会に広く根づいていると考えられます。多様な性のあり方を認めない制度・慣習・文化も幅広く存在しており、そのことを問題としてとらえる人も少数であるのが現状です。権利保障のための施策が大きく遅れており、差別や不利益な待遇を恐れて周囲の人に打ち明けることもままならないなど、深刻な状況にあると言えます。

さまざまな人権問題

現在の日本社会には、これら以外にもホームレス、H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者やその家族、アイヌの人びと、刑を終えて出所した人などに対する差別や偏見、さらには職業・就労形態などによる差別など、さまざまな人権問題があります。また、複合差別(※9)の問題にも関心が高まっています。

さらに、古くからの「ならわし」や「しきたり」のなかには、合理的な理由や科学的根拠のないものが少なくないうえ、思いこみや先入観が無意識のうちに差別意識を醸成してしまっている状況があります。最近の事案では、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけとして、非科学的な偏見に基づく排除が現実化しました。日常生活における考え方や習慣についても問題意識を持って見直すことが必要です。

また、遺伝子技術の急速な発展が、遺伝子検査による妊娠・出産時の生命の選別などの人権にかかわる議論を呼んでいるように、社会や環境等の変化により、これからも新たな人権問題が生じることが考えられます。

さまざまな課題、新たな課題に常に開かれた取組が求められていますが、一地方自治体だけでは解決することが難しいものもあることから、国や府の動向を把握し、関係機関への要請を行いながら対応していく必要があります。

4 施策の基本方向

「茨木市人権尊重のまちづくり条例」に示されている人権施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進めるためには、施策の背後にあるさまざまな考え方や施策の具体的な内容を明確にする必要があります。

前述した「基本理念」を踏まえて取り組むべき人権にかかわる個別施策の多くは、それぞれの人権課題に対応する個別法や個別の諮問機関の答申等を踏まえて実施されています。したがって、人権問題についての実態を把握し、これらの課題に共通する人権意識高揚のための施策を積極的に推進するとともに、各課題ごとの取組、とりわけ市民の自立や社会参加を促進するための施策や人権救済・保護のための制度・施策を充実させ、活用するなど、総合的な人権施策の構築に取り組む必要があります。

また、人権施策を、特定の取組のみに限定してとらえるのではなく、行政の日常的な業務全体において、取組の根本に人権尊重の理念が常に意識されているものでなければなりません。施策の企画から実施・評価にいたるまでの行政運営全体を、人権尊重の視点から遂行する、「人権行政」の確立が求められます。

(1) 人権意識の高揚を図るための施策

一人ひとりの人権が尊重された住みよいまちづくりにおいては、人権問題に対する鋭い感性や、日常生活において人権への配慮が人びとの態度や行動に自然にあらわれるような人権感覚を育むことが重要です。市民の人権意識を高め、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める条件づくりをする必要があります。

近年、災害時等において、増大した家庭的責任の女性への集中や、援護を必要とする高齢者や障害者などの社会的弱者に十分な配慮がなされないことが、人権擁護における課題として注目されています。これは、平常時の社会において、人権や共生の意識がどれほど浸透しているかに大きく左右される問題とも言えます。

人権意識の向上には、現代社会における人権問題や差別の現実を伝えるとともに、被差別の立場に対するマイナスイメージや、人権問題にかかわることへの忌避意識を生むことのないよう、反差別の取組の正当な評価や、人権の国際的な潮流と国内における諸制度の進展を伝えるなど、一人ひとりにとっての人権の価値を十分認識できるような働きかけが求められます。

4 施策の基本方向

〔視点〕

- あらゆる施策を人権の視点から見直し、新たな施策の企画・立案から実施にあたって、その根底に常に人権の視点をすえること。
- 人権行政の推進者である市職員や教職員をはじめ、人権にかかわりの深い特定の職業従事者などに対する研修に際しては、人権問題を解決するための意欲・態度や技能を身につける手法や内容を積極的に取り入れていくこと。
- 差別事象が今なお発生する背景には、さまざまな人権問題に対する誤った先入観や偏見、歴史的経緯等に対する認識や理解の不十分さ、あるいは同質性や均一性を重んじる日本社会の慣習などがあり、子どもから高齢者までそれぞれの年代や習熟度に応じた人権教育や啓発活動を通じて、「偏見」「慣習」等を支える社会構造を変革していく視点から差別意識の解消を図ること。
- 人権の擁護と差別をなくす運動の成果が、多くの人の努力によって達成されてきたように、人権とは自らの置かれた不当な状況を変えていくための鍵となる理念であることを意識し、周囲への働きかけなど、自ら問題を解決しようとする積極的な態度・行動を養うこと。
- 人権問題を生涯学習のテーマの一つとして位置づけ、「福祉」「教育」「環境」「平和」などのさまざまな現代的課題とのかかわりにおいて、市民の自主的な学習やボランティア活動を支援するため、身近な学習の場の提供、リーダー養成、教材づくり、情報提供など、学習環境の整備とこれらのネットワーク化を図ること。
- 人権問題を解決するためには、社会全体で取り組んでいく必要があることから、地域コミュニティの形成やグループ活動などを促進するため、地域で自主的に取り組まれる人権にかかわる活動の側面的支援を図り、こうした活動を通じて市民一人ひとりが互いの違いを認め、尊重しあう心や態度を育成していくこと。
- 効果的な人権教育や啓発活動を展開していくためには、市民の自主的・主体的な学習意欲を促すような魅力的な内容にする必要があるため、施策の企画から実施にあたっては、市民や事業者の意見や要望などをできる限り反映させる仕組みをつくるなど、市民参加のあり方について調査・研究を進めていくこと。
- 性・年齢・文化・民族・障害・職業・必要な支援等の違いによって、日常生活・社会生活を制限し、差別的な取扱いにつながる物理的・文化的・制度的要因である「社会的障壁」の除去・軽減を図り、合理的配慮が追求された、

差別のない「共生社会」の実現をめざすこと。

〔施策の方向〕

① 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会をとらえて推進する必要があります。

人権尊重の精神と態度の育成は、できるだけ幼い頃から始めることが重要です。このため、指導者として子どもに対応する教員・職員の知識・技能の向上が不可欠です。個々人の意欲や姿勢に任せるのではなく、保育所（園）、幼稚園、学校そして行政が一体となって組織的に取組を進めていくことが大切です。

これまでの人権教育・啓発の成果を踏まえ、人権に関する学習の機会を学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、単に知識の普及にとどまらず、日常生活における態度の変革を可能にする教育・啓発活動に一層活発に取り組む必要があります。さらに、人権が尊重されるまちづくりの実現に深くかかわる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度を持って職務の遂行に臨むことが重要であり、市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉関係者等に対する人権教育・啓発を充実させることが重要です。

② 人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

人権教育・啓発を広く市民に広げていくためには、市民の学習活動のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が不可欠です。人権に関する専門的な知識やさまざまな技能を持つ市民が力を発揮し、活躍できるよう、人権問題に関わる取組を企画立案し、実施していけるリーダーやボランティアなどの人材の養成、活用に努める必要があります。

③ 市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

市民の間で活動している組織と連携し、人と人とを結びながら、市民の自主的・主体的な取組を促すために、地域における「人権草の根運動」を展開するとともに、さまざまな人びとがふれ合い、交流する場を増やすことにより、相互理解を促進することが重要です。

4 施策の基本方向

④ 人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

行政だけでなく、NPOや企業等による人権教育・啓発の取組を推進し、市民の交流・相互理解のための自主的、主体的な活動を促す環境を整備し、また必要に応じて人権教育についての知識・手法や講師・教材等についての情報などを適切に提供できるようにするため、人権教育に関する情報収集・提供機能の充実を図る必要があります。

⑤ 教育の機会均等の確保と学習の場の充実

すべての市民に平等に教育の機会の保障を図るとともに、困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組みます。識字・日本語学習をはじめとした基礎教育の学び直しなど、生涯を通じて学ぶことができる取組が重要です。

(2) 人権擁護に関する施策

本市では、市民の人権と暮らしに関する悩みや問題を解決するため、人権相談や法律相談をはじめ、子育て相談、女性相談、DV相談、「いじめ」ホッと電話相談、労働問題相談など、専門知識を有した担当者による多様な相談窓口を開設し、人権擁護に努めています。

さまざまな人権問題が複合化・多様化している状況に合わせた救済方法の調査・研究を推進し、常に当事者のエンパワメントという視点に立ちながら、相談者がより気軽に相談でき、関係機関との連携等を円滑にする相談体制を構築する必要があります。

〔視点〕

- 市民一人ひとりの自己実現のための主体的な取組を尊重し、促進すること。
- 人権侵害につながる問題に直面した市民が、主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう支援すること。
- 人権にかかわる問題が生じた場合に、解決方策について身近に相談できるように体制を整備すること。
- 人権侵害を受けた、又は受ける恐れのある人が、迅速に適切な保護・救済を受けられるようにすること。
- 人権侵害を予防するための取組をすること。
- 人権相談やその他のさまざまな相談機関や庁内部局の連携と協力を行うこと。

〔施策の方向〕

① 市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したりしたときに、解決の手だてを見つけ出し、助言や援助などの支援を受けながら主体的に判断して解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供する必要があります。

さらに、市民が自立や社会参加を通じて自己実現を図ることができるよう、必要な支援情報を効果的に提供したり、人権問題の当事者間の交流を促進するなど、エンパワメントのための施策を推進する必要があります。

② 人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

本市においては、人権にかかわる総合的な相談窓口としての人権相談を実施してきましたが、人権にかかわる相談には個別性、専門性のある内容も少なくないことから、人権に関する幅広い相談に対応できるように、各窓口間や庁内部局、さまざまな相談機関との全体的な調整を図る機能を充実させる必要があります。さらに、相談だけでなく、問題解決機能の向上を図る必要もあります。そして、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、きめ細かな対応を行うことが大切です。

また、関係機関や当事者団体の協力を得て、人権にかかわる施設での相談機能の充実や、各種相談機関の相談員等の知識・技能向上を図る必要があります。

③ 人権救済・保護体制の充実

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や、法務省の人権擁護機関をはじめとする人権救済・保護のための機関へ適切につながることにより、事案に即した柔軟な対応を図ることが必要です。相談体制の充実を図るために、行政機関及びNGO・NPO・当事者団体などによって構成される人権相談機関ネットワークを活用し、相互の連携・協働を図ることが大切です。

5 推進にあたって

差別のないまちづくりと人権文化の創造をめざすには、行政機関や学校教育・社会教育などの公的部門の活動だけでなく、市民や企業等の民間のあらゆる部門において人権教育・啓発に取り組むことが大切です。また、個別の人権課題に対する取組においては、当事者自身の意見やニーズが反映されるよう、当事者の参画と協働は重要となります。

また、施策の計画を立てるだけでなく、計画がどのように具体化され、成果を上げたのかを評価し、常に効果的な取組を推進できるよう見直すとともに、社会状況の変化等に伴い発生する、新たな人権課題に対応することも求められます。

さらに、市民が暮らす地域において、教育や労働などの生活にかかわる課題や差別の課題等の、人権に関する幅広い相談や支援ができ、様々な関係機関との連携による学習・参加・交流・協働を促進させることのできる、人権施策推進の拠点づくりが重要です。

(1) 市内の推進体制

すべての行政分野において人権尊重のまちづくりの基本理念を踏まえ、総合的な施策の推進に取り組むため、「茨木市人権擁護対策推進委員会」のもと、

- ① 人権問題が市民一人ひとりの問題となるよう教育・啓発活動の積極的かつ効果的な推進に努めます。
- ② 人権問題について深い認識と実践力を持った市職員を養成するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。
- ③ 人権侵害にかかる問題が発生した場合は、迅速に適切な保護・救済措置が図れるよう国の人権救済機関との連携・協力を努めるとともに、啓発活動等を推進します。
- ④ 人権施策推進の拠点として「いのち・愛・ゆめセンター」を活用し、社会的課題を発見するため、きめ細かな相談・支援などの専門的な運営体制の構築、要支援者の自立支援や人権尊重のまちづくりの発信拠点の整備に努めます。
- ⑤ 人権にかかわる問題の広がりや複合化に鑑みて、市内全体の連携体制の構築を進めます。

(2) 市民・地域との連携

- ① 市民の自主的な学習活動や、地域住民主体の活動の促進を図るため、さまざまな社会教育施設や生涯学習施設と連携しながら、身近な人権教育・学習の場の充実を図ります。
- ② 茨木市人権センター、茨木市人権地域協議会等と連携し、人権問題に関わる取組を企画立案し、実施していけるリーダーやボランティアなどの人材養成、活用に努めるとともに、人権啓発や相談事業の充実に向け、各種団体とのネットワーク機能を活かし、市民の人権意識向上を図ります。
- ③ 市民が身近な地域において人権教育・啓発に参加することができるよう、茨木市人権啓発推進協議会と連携し、「人権草の根運動」の組織として、小学校区を単位とした「地区人権啓発推進委員会」の活動や結成促進の取組支援に努めます。
- ④ 施策の企画・実施・評価への反映にあたって、人権課題の当事者の立場や視点、経験を活かし、尊重するため、当事者及び当事者団体の参画・協働の促進を図ります。

(3) 企業・民間団体等との連携

- ① 企業や民間団体等に自主的な人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに、その実施を支援し、適切な助言や情報提供等に努めます。
- ② 人権施策の総合的で効果的な実施を図るために、一般財団法人大阪府人権協会や茨木地区人権推進企業連絡会、NGO・NPOなどの民間団体と、その性格や役割の違いを踏まえつつ、連携の強化に努めます。

資料

用語説明

※1 ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) P.6

配偶者間、又は恋人など親密な関係にある者から受ける暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。ドメスティック・バイオレンスは男女の力関係の不均衡、性別役割分担意識などを背景とした社会的な問題であり、人権侵害である。

※2 同和地区 P.6

我が国では同和問題の解決に向け、平成14年（2002年）3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が積極的に進められた。その際、取組を進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、本方針で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示す。

※3 ヘイトスピーチ (hate speech) P.6

憎悪表現。人種・民族・国籍・性・宗教等に基づく社会的少数者について、その権利の否定や差別・排除を主張又は正当化するような表現行為。単なる表現行為にとどまらず、少数者に対する暴力的行為であるヘイトクライム (hate crime、憎悪犯罪) としての側面を指摘する見方もある。

※4 エンパワメント (empowerment) P.7

「力を引き出すこと」を意味し、個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定能力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となること。

※5 セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment) P.7

いわゆる「性的嫌がらせ」のことで、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こり得るが、圧倒的に女性が被害を受けることが多い。学校内での主に教師から児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ハラスメントは大学や地域社会などでも起きている。

※6 インクルーシブ教育システム (inclusive education system) P.11

人間の多様性の尊重と、障害者の能力開発及び社会参加の促進のために、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育のあり方。障害者権利条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、障害に応じた「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

※7 合理的配慮 P.11

障害者権利条約においては、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と規定されており、合理的配慮を否定することは差別に含まれるとされている。障害者が就労しやすいように職場環境や勤務条件を調整したり、意思疎通のために手話通訳を置くなどが例としてあげられるが、同様の考え方を、例えば妊娠中の女性の就労条件への配慮や、外国人のコミュニケーションにおける配慮等に拡大することが可能であり、人権の保障と差別の問題に取り組む上で重要な概念である。

※8 セクシュアル・マイノリティ (sexual minority) P.15

性的少数者のこと。代表的な、レズビアン (**l**esbian、女性同性愛者)、ゲイ (**g**ay、男性同性愛者)、バイセクシュアル (**b**isexual、両性愛者)、トランスジェンダー (**t**ransgender、生まれたときに割り当てられた性に苦痛や違和感を感じる、又はその性にとらわれない性のあり方を持つ人)の頭文字をとって、LGBTと総称されることもある。平成26年(2014年)の国連自由権規約委員会の日本政府に対する総括所見においては、セクシュアル・マイノリティの人びとに対する制度的差別についての懸念やハラスメント防止のための取組等の勧告が含まれており、国際的にも人権状況の改善が求められている。

※9 複合差別 P.16

例えば、障害があること、日本で生活する外国人であること、同和地区出身者であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況におかれるように、ひとりの当事者において複数の属性に起因する差別や困難が重なること。

人権擁護都市宣言

すべての人は 生まれながらにして尊ばれ 人間らしく生きしあわせになる権利を有しています

しかし このかけがえのない人権を侵害する事実が 社会のさまざまな場面であとをたちません

私たちは 日本国憲法のもとに この大切な人権が傷つき 心を痛めることのないよう 平和と市民の生命と財産を守り 市民生活を向上させ あらゆる差別のない社会を築いていきたいと願っています

私たちは 基本的人権を擁護するために たゆまぬ努力を重ね 地球市民として国際的な視野に立ち 共に学び 考え 行動します

ここに 私たちは 人権が守られた 豊かで住みよい都市をめざし 歴史と緑に恵まれた茨木市を「人権擁護都市」とすることを宣言します

平成7年（1995年）3月28日

茨木市



シンボルマーク

人権擁護都市宣言シンボルマークは、「人」と「心」といばらきの「い」の文字をモチーフにデザインし、互いに支え合いながら上に伸びていく姿を表現しています。

茨木市人権尊重のまちづくり条例

平成10年12月24日

茨木市条例第27号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害などによる人権侵害が存在している。

あらゆる差別をなくし、子どもや高齢者等すべての人の人権が尊重された明るいまちづくりは、私たちすべての願いである。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに茨木市人権擁護都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重された、豊かで住みよいまちをめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する施策について、市の責務を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重された、明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重のまちづくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

(人権文化の創造)

第3条 市は、市民及び事業者と連携をとりながら、効果的な手法により、地域、学校、職場、家庭などあらゆる場での啓発活動を促進して人権意識の高揚を図り、日常生活に人権尊重の理念が根づいた、人権という普遍的文化の創造に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 市は、国及び大阪府との連絡調整を緊密に行うとともに、市民及び事業者との協働により、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 第1条の目的を達成するため、茨木市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 審議会の会議は、原則として公開する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。